

神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成30年12月7日(金曜日)

号外第67号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部一、五七二円(消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一一

印刷
横浜市鶴見区矢向三一五―二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八

目次

ページ

〇監査委員公表

監査の結果に関する報告について

1

監査委員公表

神奈川県監査委員公表第20号

監査の結果に関する報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年12月7日

神奈川県監査委員	村上英嗣
同	高岡香
同	太田眞晴
同	国吉一夫
同	高橋稔

平成30年定期監査結果報告書

(平成29年度対象)

神奈川県監査委員

本報告書は、平成30年に実施した定期監査の結果に関する報告である。定期監査の結果については、既に出先機関の一部について結果に関する報告を決定して提出及び公表しているところであるが、今般、残余の出先機関及び本庁機関についても地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づいて実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項及び第11項の規定に基づき、合議により次のとおり決定した。ただし、同法第199条の2の規定に基づき、本庁機関のうち、議会局については監査委員佐藤光及び監査委員高橋稔を、監査事務局については監査委員村上英嗣を、それぞれ監査の実施及び結果の合議から除いている。

本報告書は、既報告のものと合わせて1年分を取りまとめたものであり、同法第199条第9項の規定に基づき、議会及び知事並びに関係する委員会に提出し、公表する。

なお、本報告書には、同条第10項の規定に基づき、県の組織及び運営の合理化に資するための意見を別記として添えている。

平成30年10月9日

神奈川県監査委員	村上英嗣
同	高岡香
同	太田眞晴
同	佐藤光
同	高橋稔

目次

第1 監査の対象	1
第2 監査の実施	1
1 監査等実施方針	1
2 監査実施期間	2
3 監査の範囲	2
4 監査の実施箇所数	2
第3 監査の結果	2
1 監査結果の概要	2
(1) 本庁機関及び出先機関別内訳	2
(2) 局等別内訳	2
2 不適切事項	3
(1) 特記すべき不適切事項	3
(2) 複数の機関で認められた事案	9
3 要改善事項	9
(1) 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案	9
(2) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案	12
4 箇所別の監査結果	15
(1) 不適切事項又は要改善事項が認められた箇所	15
(2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかった箇所	32
別記 組織及び運営の合理化に資するための意見	36

第1 監査の対象

平成30年定期監査の対象は全ての県機関564箇所(平成30年4月1日に地方独立行政法人への移行又は指定管理者制度の導入により、県機関ではなくなった3箇所を含む。)で、その内訳は本庁機関207箇所、出先機関357箇所である。

なお、出先機関357箇所のうち、平成30年4月26日までに結果を取りまとめた98箇所については、監査の結果に関する報告を、同年7月11日に議会、知事等に提出し、同年8月21日付けで公表(公報登載)しており、本報告書では「既報告」と表記している。

第2 監査の実施

1 監査等実施方針

公正で効率的な県の行財政運営の推進を促すため、財務執行の規程性の観点から不適切な事案の有無を監査するとともに

この公報は再生紙を使用しています

に、3E監査(経済性・効率性・有効性)の観点から改善すべき事項がないか、事務事業の執行において今後改善又は見直しすべき事項がないかなどを監査する。

2 監査実施期間

平成29年12月28日から平成30年9月27日まで

出先機関：平成29年12月28日から平成30年9月6日まで

(職員調査は、平成29年12月1日から平成30年7月20日まで)

本庁機関：平成30年7月19日から同年9月27日まで

(職員調査は、平成30年5月14日から同年8月10日まで)

3 監査の範囲

平成29年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに必要に応じてその他の事務の執行について監査を実施した。

なお、必要に応じて、前回監査実施後の平成28年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行についても監査の範囲とした。

4 監査の実施箇所数

監査を実施した564箇所の監査実施区分の内訳は、監査(甲)283箇所、監査(乙)281箇所(うち書面調査165箇所)である。

監査区分	監査(甲)	監査(乙)		計
		箇所	うち書面	
本庁機関	197	10	0	207
出先機関	86	271	(165)	357
重点所属	20	2	0	22
大規模所属	15	8	0	23
中規模所属	30	35	0	65
小規模所属	2	12	(1)	14
業務定型的所属	19	214	(164)	233
計	283	281	(165)	564

- (注) 1 監査(甲)は監査委員による実地調査、監査(乙)は書記(事務局職員)による実地調査又は書面調査(学校、警察署などの業務定型的所属及び小規模所属の一部)を実施
- 2 出先機関については、予算や人員の規模などにより区分し、原則として地域県政総合センターなどの重点所属は毎年、衛生研究所などの大規模所属は隔年、職業技術校などの中規模所属は3年ごと、食肉衛生検査所などの小規模所属は4年ごとに監査(甲)を実施
- 3 全ての県機関に対して、毎年監査(甲)又は監査(乙)を実施

第3 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、指摘事項が183件認められ、その内訳は、不適切事項170件(うち既報告32件)、要改善事項13件(うち既報告2件)である。

「不適切事項」とは、次のいずれかに該当すると認められ

る事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- ① 法令に違反すると認められる事案
- ② 予算目的に反していると認められる事案
- ③ 不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案
- ④ 事務処理等が適切を欠くと認められる事案
- ⑤ 前回までの監査で不適切事項又は注意事項となっている事案であって、是正、改善等のための努力又は検討がなされていないと認められるもの

また、「要改善事項」とは、次のいずれかに該当する事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- ① 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案
- ② 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

(1) 本庁機関及び出先機関別内訳

指摘した183件の本庁機関及び出先機関別の内訳は、次のとおりである。

区分	30年監査			29年監査			比較増減		
	本庁	出先	計	本庁	出先	計	本庁	出先	計
不適切事項	51	119	170	51	102	153	0	17	17
要改善事項	8	5	13	12	0	12	△4	5	1
計	59	124	183	63	102	165	△4	22	18

(2) 局等別内訳

指摘した183件の局等別の内訳は、次のとおりである。

局等	実施箇所数	指摘事項が認められた箇所		内訳			
		箇所数	件数	箇所数	件数	箇所数	件数
政策局	20(8)	6	13	6	12	1	1
総務局	27(14)	4	7	3	6	1	1
くらし安全防災局	10(3)	0	0	0	0	0	0
国際文化観光局	7(2)	4	4	4	4	0	0
スポーツ局	4(0)	1	1	1	1	0	0
環境農政局	29(17)	10	14	8	10	4	4
福祉子どもみらい局	25(13)	10	19	10	18	1	1
健康医療局	29(19)	10	18	10	17	1	1
産業労働局	20(10)	2	3	2	2	1	1
県土整備局	37(15)	13	20	13	19	1	1
会計局	3(0)	0	0	0	0	0	0
企業庁	28(17)	14	18	12	16	2	2
議会局	4(0)	0	0	0	0	0	0
教育委員会	200(185)	49	63	49	62	1	1
各委員会等	9(0)	1	1	1	1	0	0
公安委員会	112(54)	2	2	2	2	0	0
計	564(357)	126	183	121	170	13	13

- (注) 1 実施箇所数の()は出先機関数で内数
 2 実施箇所数について、政策局には地域県政総合

センターを、環境農政局には神奈川県立フラワーセンター大船植物園(平成30年4月1日指定管理者制度を導入)を、健康医療局には神奈川県立保健福祉大学及び同実践教育センター(平成30年4月1日公立大学法人神奈川県立保健福祉大学へ移行)を含めている。

3 不適切事項の指摘箇所と要改善事項の指摘箇所には、重複している箇所があるため、指摘事項が認められた箇所数は、内訳に記載の箇所数の合計とは一致しない。

2 不適切事項

不適切事項は170件で、平成29年監査に比べて17件増加し、3年ぶりの増加となっている。不適切事項の内容は、後記「4 箇所別の監査結果」とおりであるが、指摘した事務の項目別に整理すると次表のとおりであり、契約の項目が28件増加し56件と最も件数が多くなったほか、収入の項目が7件増加し、2番目に多い29件となっている。

(監査実施箇所数 平成30年:564箇所、平成29年:566箇所)

項目	30年監査		29年監査		件数比較増減	対前年比率
	件数	構成率	件数	構成率		
予算執行	11	6.5	11	7.2	0	100.0
収入	29	17.1	22	14.4	7	131.8
支出	28	16.5	20	13.1	8	140.0
会計事務処理	0	0.0	0	0.0	0	0.0
契約	56	32.9	28	18.3	28	200.0
課税徴収	1	0.6	1	0.7	0	100.0
工事	12	7.1	13	8.5	△1	92.3
補助金	2	1.2	2	1.3	0	100.0
現金・有価証券	0	0.0	1	0.7	△1	皆減
財産	17	10.0	37	24.2	△20	45.9
庶務	8	4.7	18	11.8	△10	44.4
指定管理	6	3.5	0	0.0	6	皆増
計	170	100.0	153	100.0	17	111.1

(注) 構成率は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、各項目を合計しても100にならない場合がある。

不適切事項の内容としては、契約の締結が遅れたもの、支払期限を過ぎて支払っていたもの、神奈川県財務規則の規定どおりに督促状を発行していなかったもの、契約当事者間で締結した協定に基づく契約額の改定を行っていなかったものなど、事務処理の遅れや未処理によるものが多数認められたほか、契約書に記載すべき事項が誤っていたものや、設計額又は変更設計額の積算を誤っていたものなど事務処理の誤りによるものも多数発生していた。

また、これらのなかには、時効により使用料などが徴収できなかった事例や、事務処理の遅延が1年以上にわたるものもあった。

不適切事項の多くは、関係法令及び財務関係諸規定の理解不足、各所属における確認不足及び進行管理の不備など、内

部統制が十分機能していないことなどに起因するものと考えられ、関係各機関においては、研修・マニュアルの充実などにより、関係法令等に係る理解の向上を図るとともに、内部統制が機能するよう体制の整備に努めるなど、適正な事務の執行のために、一層努力する必要がある。

(1) 特記すべき不適切事項

不適切事項170件のうち、特記すべきものが次のとおり50件ある。

ア 金額的に特記すべき事案

(7) 過大支出又は収入不足の指摘でその規模が5万円以上のもの

a 工事

○ 二宮町川勾206番地付近配水管改良工事(ゼロ県債)の変更設計額の積算に当たり、路面復旧工について、厚さ27cmの上層路盤工を適用し2層分の施工手間を計上すべきところ、誤って厚さ25cmと厚さ2cmの上層路盤工を適用し、3層分の施工手間を計上したため、変更後の設計額(18,046,800円)が75,600円過大であった。その結果、変更後の契約額(17,959,320円)が75,600円過大であった。(企業庁 神奈川県企業庁平塚水道営業所 p.24)

○ 玄倉1(発)水圧鉄管路更新工事の変更設計額の積算に当たり、直接工事費1(水圧鉄管路)の塗装費1(水圧鉄管路)の塗替塗装について、誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の設計額(313,081,200円)が496,800円過大であった。その結果、変更後の契約額(272,217,240円)が432,000円過大であった。(企業庁 神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所 p.25)

b 財産

県と公益財団法人神奈川県産業振興センターが共有する建物及び同センターが単独所有する立体駐車場の存する土地(面積1,174.91㎡)に係る賃貸借契約(貸付面積890.46㎡、契約額9,018,990円)の締結に当たり、共有である建物の敷地分は建物の区分所有割合により按分した面積を、単独所有である立体駐車場の敷地分は全面積を貸付面積とすべきところ、立体駐車場の敷地分についても区分所有割合により按分した面積としていたため、貸付面積が34.114㎡過少となり、平成29年度において、貸付料が339,795円不足していた。(産業労働局 中小企業部中小企業支援課 p.21)

c 庶務

職員の給与等を計算するための新人事給与システムを平成29年1月から本格稼働したところ、データ移行ミスやシステムの設定誤りなどの処理誤りが189事象あった。その結果、給与等の支払事務を行う各所属において、児童手当の支給漏れや時間外手当の計算誤りなどにより、給与等について、過大支給(約

29,000千円)及び支給不足(約548,000千円)が発生していた。(総務局 組織人材部人事課 p.16)

(イ) 支払不足又は過大徴収の指摘でその規模が10万円以上のもの

a 工事

平成28年度河川改修工事(県単)その15の変更設計額の積算に当たり、仮設工^{のり}の法面工の植生基材吹付工及びラス張工について、誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の設計額(49,453,200円)が702,000円過少であった。その結果、変更後の契約額(44,013,240円)が624,240円過少であった。(県土整備局 神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター p.23)

b 庶務

職員の給与等を計算するための新人事給与システムを平成29年1月から本格稼働したところ、データ移行ミスやシステムの設定誤りなどの処理誤りが189事象あった。その結果、給与等の支払事務を行う各所属において、児童手当の支給漏れや時間外手当の計算誤りなどにより、給与等について、過大支給(約29,000千円)及び支給不足(約548,000千円)が発生していた。【再掲】(総務局 組織人材部人事課 p.16)

(ウ) 上記(イ)又は(イ)には該当しないが、収入又は支出に関する指摘でその規模が100万円以上のもの(契約手続に関するものを除く。)

a 収入

○ 自動販売機等設置場所賃貸借契約に伴う賃借料1件、6,091,200円について、契約に定める納付期限を著しく超えて調定を行っていた。(政策局 神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター p.15)

○ 元箱根園地の施設維持管理業務の受託者との間で締結した協定により、受託者が支払うこととされている国有財産使用料相当額1件、1,134,053円について、調定が三月を超えて遅れていた。(環境農政局 神奈川県自然環境保全センター p.18)

○ 県営住宅の一部住戸(32戸)について、昭和60年度以降、誤った住戸面積に基づき家賃を算定していた。その結果、過大徴収分1,584件、5,147,016円の還付に当たり、還付加算金が68,500円発生していた。また、過少徴収分1,732件、4,874,860円のうち903件、2,605,660円については、家賃の徴収誤りを把握した時点で既に消滅時効が完成していたため徴収できなかった。(県土整備局 神奈川県住宅営繕事務所 p.23)

○ 県営住宅の家賃を過少に徴収していた者から家賃の差額分829件、2,269,200円を徴収するに当たり、債権個別システムである県営住宅管理システムにより個々の家賃の調定をした後、神奈川県財務規則に基づき、会計管理システムを用いた調定

伺票(一括)により収入調定すべきところ、同システムによる調定を失念したため、県の会計上、収入調定がなされていなかった。(県土整備局 神奈川県住宅営繕事務所 p.23)

○ 配水管き損賠償金の収入未済1件、1,471,765円について、督促状の発行に当たり、当該発行日から起算して10日を経過した日が金融機関の休日に当たる日となった結果、神奈川県公営企業財務規程の規定に反し、13日を経過した日を督促状の指定期限としていた。(企業庁 神奈川県企業庁平塚水道営業所 p.24)

○ 県立三浦ふれあいの村の施設命名権収入1件、524,572円並びに県立ふれあいの村3施設の自動販売機設置に係る財産貸付収入3件、3,024,319円及び教育財産の目的外使用許可に係る使用料10件、2,621,510円について、調定が三月を超えて遅れていた。(教育委員会 教育局支援部子ども教育支援課 p.26)

b 支出

○ 平成29年9月分の電気料金(20施設分14,597,315円)について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、延滞利息854円を支払っていた。(環境農政局 総務室 p.17)

○ 平成29年4月分のガス料金(1,562,361円)について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、延滞利息2,774円を支払っていた。[既報告](健康医療局 神奈川県衛生研究所 p.20)

○ 上下水道料金の過誤納の還付等の支払に当たり、神奈川県企業庁出納事務取扱店株式会社横浜銀行に対して2回にわたり集中払データの内容を誤って通知し、機械処理では期日までに支払うことができなくなった408件、支払金額199,271,484円について、同行に手作業での支払を依頼し、通常業務を著しく超える作業を行わせることとなったことから、この作業に対する事務手数料1件、88,128円を支払っていた。(企業庁 財務部会計課 p.23)

○ 茅ヶ崎北陵高校仮設校舎借上契約に係る平成29年度7月分リース料5,208,840円について、支払期限までに支払っていなかった。その結果、遅延利息6,300円を支払っていた。(教育委員会 教育局行政部財務課 p.25)

(イ) 財産管理に関する指摘でその規模が100万円以上のもの

株式会社横浜国際平和会議場株券(40,000株、台帳価格20億円)の国際課から国際観光課への管理換えに当たり、神奈川県県有財産規則の規定に基づく引継ぎの手続が著しく遅延していた。(国際文化観光局 国際課 p.17、観光部国際観光課 p.17)

※2箇所に対する指摘であるため、2件としてカウントしている。

(㊦) 契約手続に関する指摘でその規模が1,000万円以上のもの

- 介護支援専門員証交付業務委託ほか5件(契約額計57,363,347円)について、契約期間の開始日が平成29年4月1日又は同月3日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、いずれも同年5月に締結していた。(福祉子どもみらい局 総務室 p.18)
- 実習指導者育成事業委託契約ほか5件(契約額計10,855,304円)の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率及び賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に基づき定められた率である年2.7%とすべきところ、いずれも年2.8%と記載していた。(健康医療局 総務室 p.20)
- スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成23年度契約分(契約期間:平成23年5月27日から平成31年8月31日まで、契約総額69,356,250円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成27年度当初に228,960円の増額改定を、平成28年度当初に166,320円の減額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、3,240円の支払が不足していた。(教育委員会 教育局支援部特別支援教育課 p.26)
- 自動販売機設置場所賃貸借契約2件(契約額計11,661,552円)の締結に当たり、教育施設課で実施した入札の結果に基づき契約期間を平成29年4月1日から平成32年3月31日までとすべきところ、契約書には契約期間の終期を誤って平成31年3月31日と記載していた。(教育委員会 神奈川県立綾瀬高等学校 p.28)
- スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成23年度契約分(契約期間:平成23年5月30日から平成31年8月31日まで、契約総額97,941,685円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成27年度当初に245,160円の増額改定を、平成28年度当初に178,200円の減額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、3,240円の支払が不足していた。(教育委員会 神奈川県立金沢養護学校 p.28)
- スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成26年度契約分(契約期間:平成26年9月8日から平成34年12月31日まで、契約総額107,894,160円)について、契約書の規定に基づき、長期継続契約に伴う契約額の調整を行うため、契約額見直しの要否を毎年度検証し、燃料費、運転員賃金等に20%以上の物価変動が認められた場合には契約額を改定することなどを内容とする協定を締結すべきであったの

に、これを締結しておらず、契約額見直しの要否を検証しないまま、平成29年度分として11件、13,486,770円を支払っていた。なお、締結すべき協定の内容に基づき試算したところ、平成29年度において、燃料費、運転員賃金について20%以上の物価変動が認められたことから、平成29年度分の契約額を減額改定すべき要件を満たしていた。(教育委員会 神奈川県立瀬谷養護学校 p.28)

- スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成25年度契約分(契約期間:平成25年6月6日から平成33年12月31日まで、契約総額91,497,231円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成29年度当初に2,073,600円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、438,480円を過大に支払っていた。(教育委員会 神奈川県立三ツ境養護学校 p.29)
- スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成26年度契約分(契約期間:平成26年9月3日から平成34年12月31日まで、契約総額95,999,904円)について、契約書の規定に基づき、長期継続契約に伴う契約額の調整を行うため、契約額見直しの要否を毎年度検証し、燃料費、運転員賃金等に20%以上の物価変動が認められた場合には契約額を改定することなどを内容とする協定を締結すべきであったのに、これを締結しておらず、契約額見直しの要否を検証しないまま、平成29年度分として11件、11,999,988円を支払っていた。なお、締結すべき協定の内容に基づき試算したところ、平成29年度において、燃料費、運転員賃金について20%以上の物価変動が認められたことから、平成29年度分の契約額を減額改定すべき要件を満たしていた。(教育委員会 神奈川県立高津養護学校 p.29)
- スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成24年度契約分(契約期間:平成24年8月1日から平成32年8月31日まで、契約総額91,579,092円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成29年度当初に181,440円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、54,000円を過大に支払っていた。(教育委員会 神奈川県立麻生養護学校 p.29)
- スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成23年度契約分(契約期間:平成23年5月30日から平成31年8月31日まで、契約総額56,981,411円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成27年度当初に452,520円の増額改定を、平成28年度当初に333,720円の減額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、4,320円を過少に支

払っていた。また、平成26年度契約分(契約期間:平成26年9月8日から平成34年12月31日まで、契約総額95,904,000円)について、契約書の規定に基づき、長期継続契約に伴う契約額の調整を行うため、契約額見直しの要否を毎年度検証し、燃料費、運転員賃金等に20%以上の物価変動が認められた場合には契約額を改定することなどを内容とする協定を締結すべきであったのに、これを締結しておらず、契約額見直しの要否を検証しないまま、平成29年度分として11件、11,987,998円を支払っていた。なお、締結すべき協定の内容に基づき試算したところ、平成29年度において、燃料費、運転員賃金について20%以上の物価変動が認められたことから、平成29年度分の契約額を減額改定すべき要件を満たしていた。(教育委員会 神奈川県立相模原養護学校 p.29)

- スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成21年度契約分(契約期間:平成21年11月6日から平成30年3月31日まで、契約総額98,998,197円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成25年度当初に346,500円の増額改定を、平成29年度当初に89,640円の減額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、18,360円を過大に支払っていた。また、平成24年度契約分(契約期間:平成24年6月5日から平成32年8月31日まで、契約総額92,337,070円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成29年度当初に199,800円の減額改定を実施すべきところ、改定金額を誤って算定したため、契約総額は3,657円過大となっており、平成29年度において、11件、1,088円を過大に支払っていた。(教育委員会 神奈川県立岩戸養護学校 p.29)
- スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成24年度契約分(契約期間:平成24年6月5日から平成32年8月31日まで、契約総額85,311,384円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成29年度当初に199,800円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、59,400円を過大に支払っていた。(教育委員会 神奈川県立武山養護学校 p.30)
- スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成21年度契約分(契約期間:平成21年4月23日から平成29年8月31日まで、契約総額74,396,283円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成22年度当初に1,182,300円の減額改定を、平成24年度当初に557,550円の増額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、いずれも改定金額を誤って算定しており、さらに、平成29年度当初に43,200円の減額改定を実施する必要があったにもか

かわらず、これを看過していたため、契約総額は6,637円過大となっており、平成29年度において、4件、39,768円を過大に支払っていた。また、平成23年度契約分(契約期間:平成23年5月26日から平成31年8月31日まで、契約総額112,919,247円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成27年度当初に503,280円の増額改定を、平成28年度当初に370,440円の減額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、5,400円の支払が不足していた。(教育委員会 神奈川県立平塚養護学校 p.30)

- スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成25年度契約分(契約期間:平成25年6月6日から平成33年8月31日まで、契約総額87,178,899円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成29年度当初に2,097,360円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、474,120円を過大に支払っていた。(教育委員会 神奈川県立湘南養護学校 p.30)
- スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成24年度契約分(契約期間:平成24年6月6日から平成32年8月31日まで、契約総額92,659,226円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成29年度当初に199,800円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、59,400円を過大に支払っていた。(教育委員会 神奈川県立鎌倉養護学校 p.30)
- スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成26年度契約分(契約期間:平成26年9月8日から平成34年12月31日まで、契約総額107,049,600円)について、契約書の規定に基づき、長期継続契約に伴う契約額の調整を行うため、契約額見直しの要否を毎年度検証し、燃料費、運転員賃金等に20%以上の物価変動が認められた場合には契約額を改定することなどを内容とする協定を締結すべきであったのに、これを締結しておらず、契約額見直しの要否を検証しないまま、平成29年度分として11件、13,381,192円を支払っていた。なお、締結すべき協定の内容に基づき試算したところ、平成29年度において、燃料費、運転員賃金について20%以上の物価変動が認められたことから、平成29年度分の契約額を減額改定すべき要件を満たしていた。(教育委員会 神奈川県立藤沢養護学校 p.30)
- スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成25年度契約分2件(契約期間:平成25年6月6日から平成33年8月31日まで、契約総額99,140,419円及び契約期間:平成25年6月6日から平成33年12月31日まで、契約総額105,739,731円)について、契

約当事者間で締結した協定に基づき、平成29年度当初に計4,862,160円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、契約額見直しの必要性についての検討に誤りがあったため、これを行っておらず、平成29年度において、22件、1,062,720円を過大に支払っていた。(教育委員会 神奈川県立小田原養護学校 p.30)

- スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成21年度契約分(契約期間：平成21年4月23日から平成29年8月31日まで、契約総額141,412,438円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成22年度当初に1,290,450円の減額改定を、平成24年度当初に607,950円の増額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、いずれも改定金額を誤って算定しており、さらに、平成29年度当初に46,440円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、契約総額は12,118円過大となっており、平成29年度において、4件、43,198円を過大に支払っていた。また、平成24年度契約分(契約期間：平成25年1月21日から平成33年3月10日まで、契約総額132,245,466円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成29年度当初に293,760円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、74,520円を過大に支払っていた。(教育委員会 神奈川県立茅ヶ崎養護学校 p.31)

- スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成25年度契約分(契約期間：平成25年6月6日から平成33年8月31日まで、契約総額87,157,364円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成29年度当初に2,097,360円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、474,120円を過大に支払っていた。また、平成26年度契約分(契約期間：平成26年6月24日から平成34年8月31日まで、契約総額89,424,000円)について、契約書の規定に基づき、長期継続契約に伴う契約額の調整を行うため、契約額見直しの要否を毎年度検証し、燃料費、運転員賃金等に20%以上の物価変動が認められた場合には契約額を改定することなどを内容とする協定を締結すべきであったのに、これを締結しておらず、契約額見直しの要否を検証しないまま、平成29年度分として11件、11,177,991円を支払っていた。なお、締結すべき協定の内容に基づき試算したところ、平成29年度において、燃料費、運転員賃金について20%以上の物価変動が認められたことから、平成29年度分の契約額を減額改定すべき要件を満たしていた。(教育委員会 神奈川県立伊勢原養護学校 p.31)

- スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、

平成23年度契約分(契約期間：平成23年5月27日から平成31年8月31日まで、契約総額88,621,875円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成27年度当初に228,960円の増額改定を、平成28年度当初に166,320円の減額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、3,240円を過少に支払っていた。また、平成24年度契約分(契約期間：平成24年7月22日から平成32年8月31日まで、契約総額87,274,050円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成29年度当初に184,680円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、54,000円を過大に支払っていた。(教育委員会 神奈川県立座間養護学校 p.31)

- スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成22年度契約分(契約期間：平成22年11月14日から平成31年3月31日まで、契約総額277,615,800円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成26年度当初に739,800円の増額改定を、平成29年度当初に434,160円の減額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、69,120円を過大に支払っていた。また、平成25年度契約分(契約期間：平成25年6月6日から平成33年8月31日まで、契約総額90,435,445円)について、平成29年度当初に1,384,560円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、317,520円を過大に支払っていた。さらに、平成27年度契約分(契約期間：平成27年7月16日から平成35年8月31日まで、契約総額92,620,800円)について、契約書の規定に基づき、長期継続契約に伴う契約額の調整を行うため、契約額見直しの要否を毎年度検証し、燃料費、運転員賃金等に20%以上の物価変動が認められた場合には契約額を改定することなどを内容とする協定を締結すべきであったのに、これを締結しておらず、契約額見直しの要否を検証しないまま、平成29年度分として11件、11,577,599円を支払っていた。なお、締結すべき協定の内容に基づき試算したところ、平成29年度において、燃料費について20%以上の物価変動が認められたことから、平成29年度分の契約額を減額改定すべき要件を満たしていた。(教育委員会 神奈川県立相模原中央支援学校 p.31)

- (ハ) 上記のいずれにも該当しないが故意又は重大な過失に対する指摘でその規模が1,000円以上のもの
該当なし。

イ 内容的に特記すべき事案

- (7) 法律・規則(政省令及び条例を含む。)違反のもの
 - a 同一箇所で異なる法律・規則違反が3件以上あつ

たもの

該当なし。

b 同一箇所での同一の法律・規則違反が3回以上行われたもの

(a) 収入

○ 児童保護措置費自己負担金等の収入未済41件、398,101円について、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。[既報告] (福祉子どもみらい局 神奈川県中央児童相談所 p.19)

○ 児童福祉施設等職員賄料の収入未済11件、32,370円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行しておらず、また、3件、9,213円について、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。(福祉子どもみらい局 神奈川県立子ども自立生活支援センター p.19)

○ 短期入所利用者自己負担金等の収入未済10件、60,820円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行しておらず、また、短期入所利用者自己負担金の収入未済12件、52,071円について、同規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。[既報告] (福祉子どもみらい局 神奈川県立総合療育相談センター p.19)

○ 神奈川県動物保護センター建設基金に係る現金による寄附金収入15件、220,000円について、自所属の収入とすべきところ、生活衛生課の収入として処理していた。また、当該収入金を出納員へ引き継ぐ際に、神奈川県財務規則に定める現金集計表を作成していなかった。さらに、現金出納簿への記載に当たり、受入額、払出額の累計額を誤って11,000円過大に記載していた。[既報告] (注) 現金集計表を作成していなかったことのみが規則違反に該当 (健康医療局 神奈川県動物保護センター p.21)

○ 平成29年4月から同年11月までの諸証明書交付手数料11件、9,700円について、神奈川県財務規則の規定に反し、収入に係る事後調定を行っていなかった。(教育委員会 神奈川県立横浜明朋高等学校 p.27)

(b) 支出

結核管理検診・接触者健診委託料4件、38,908円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息200円を支払っていた。(健康医療局 神奈川県平塚保健福祉事務所 p.20)

(c) 契約

実習指導者育成事業委託契約ほか5件(契約額計10,855,304円)の締結に当たり、履行遅滞に係

る違約金の率及び賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に基づき定められた率である年2.7%とすべきところ、いずれも年2.8%と記載していた。

【再掲】(健康医療局 総務室 p.20)

(d) 財産

藤沢土木事務所が管理する自家用小型貨物自動車3台について、道路運送車両法の規定により使用者に義務付けられている六月ごとの定期点検整備が実施されていなかった。[既報告] (県土整備局 神奈川県藤沢土木事務所 p.22)

c 法律・規則違反の状態が1年以上継続しているもの

該当なし。

(f) 予算目的に著しく反しているもの

該当なし。

(g) 事務処理等が著しく不適切なもの

a 法定期限はないが事務処理の遅延が1年以上にわたるもの

支出事務において、スクールカウンセラーへの旅費1件、552円の支給に当たり、所属担当者による代行入力が遅れたため、出張の日から著しく遅延した平成30年4月に支給していた。(教育委員会 神奈川県立相模向陽館高等学校 p.28)

b 県民の身体、生命、財産等に直ちに影響のあるもの

該当なし。

c 県民が利用する施設等の管理を怠り危険な状態となっているもの

該当なし。

d 業者等への支払の期限を6月以上遅延しているもの

○ 支出事務において、飲料品代1件、2,592円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められている期限までに支払を行っていなかった。(政策局 神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター p.15)

○ 支出事務において、結核管理検診・接触者健診委託料4件、38,908円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息200円を支払っていた。【再掲】(健康医療局 神奈川県平塚保健福祉事務所 p.20)

(i) 前回監査の不適切事項については是正、改善等がされていないもの

a 「措置状況通知」に記載された措置を講じていなかったもの

b 措置の実効が挙がっていないもの

c 督促しても「措置状況通知」の提出が6月以上なかったもの

いずれも該当なし。

(2) 複数の機関で認められた事案

上記とは別に執行の参考とするため、複数の機関で認められた不適切事項を原因とともに示すと次のとおりである。(上記1)で示した事案も含む。)

ア 収入

- 収入未済金の督促に当たり、神奈川県財務規則の規定に反し納付期限から20日以内に督促状を発行していなかったものや、督促状の発行を行っていないものなどがあった。(12箇所)

この不適切な取扱いは、督促状の発行の根拠となる規定等の理解や進行管理が不十分であったことなどによるものである。

- 使用料等の調定などに当たり、三月を超えて遅れていたものや調定を行っていなかったものがあった。(9箇所)

この不適切な取扱いは、担当者の失念や進行管理が不十分であったことなどによるものである。

イ 支出

- 公共料金等の支払に当たり、支払期限を超えて支払っていたものや支払を行っていなかったものがあった。(15箇所)

この不適切な取扱いは、進行管理や複数職員による確認が不十分であったことなどによるものである。

ウ 契約

- スクールバス運行委託契約の執行に当たり、契約書の規定に基づき協定を締結していなかったものや、協定は締結していたが、協定に基づく契約額の改定を行っていなかったものなどがあった。(18箇所)

この不適切な取扱いは、担当者が異動する際の引継ぎが不十分であったことや、受注者からの申出等に基づいて協定の締結や契約額の改定を行うと誤認していたことなどによるものである。

本件は、特定の事案につき多くの所属において事務の執行が適正に行われていなかったものであり、本庁機関の事務指導による改善が必要であると認められたことから、要改善事項(後記3(2)⑤)としても、指摘した。

- 契約期間の開始日が平成29年4月1日である契約について、会計局長通知に反して同月30日までに契約の締結を行っていないものがあった。(5箇所)

この不適切な取扱いは、契約相手方への契約書の送付が遅れたことや会計局長通知の趣旨に係る基本的な理解が不十分であったことなどによるものである。

- 賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、契約書において、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定により定められた率である年2.7%としていないものがあった。(4箇所)

この不適切な取扱いは、契約書に記載された年利率の確認が不十分であったことによるものである。

エ 工事

工事の設計額又は変更設計額の積算に当たり、誤った単価加算率等を適用して積算していたため、設計額、変更設計額又は変更契約額が過大又は過少であったものがあった。(8箇所)

この不適切な取扱いは、設計担当者の最終段階での確認、及び検算者のチェックが不十分であったことによるものである。

オ 庶務

修学旅行引率指導業務等に従事した場合に支給される教員特殊業務手当を支給していないものがあった。(3箇所)

この不適切な取扱いは、本人が特殊勤務手当実績整理簿への記載を失念したことや、複数職員による確認が不十分であったことなどによるものである。

カ 指定管理

指定管理施設の公園等に係る利用料金について、指定期間開始時に申請がなかったことから利用料金の承認をしていなかったものがあった。(5箇所)

この不適切な取扱いは、一義的には指定管理者の責に帰すべきものではあるが、神奈川県都市公園条例の手続が確実に行われているかについての確認が不十分であったことによるものである。

3 要改善事項

要改善事項の13件を、指摘した事由の別に掲げると次のとおりである。

(1) 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案

① 一般社団法人神奈川県畜産会が管理している積立準備金に関する件(環境農政局 農政部畜産課)

肉用子牛生産安定等特別措置法(以下「法」という。)に基づく肉用子牛生産者補給金制度において、一般社団法人神奈川県畜産会(以下「畜産会」という。)が管理している生産者積立準備金(以下「積立準備金」という。)のうち本県の負担に係る分(以下「本県分」という。)について、当面需要が見込まれない多額の資金が保有されている状況であった。

牛肉の輸入自由化により、肉用子牛の価格低落による肉用子牛生産者(以下「生産者」という。)の経営に及ぼす影響を緩和するため、法に基づき肉用子牛生産者補給金制度が平成2年度に創設された。

この制度は、肉用子牛の価格が低落し、肉用子牛の平均売買価格(以下「平均価格」という。)があらかじめ定められた一定の基準である保証基準価格又は合理化目標価格を下回った場合に、都道府県知事の指定を受けた都道府県肉用子牛価格安定基金協会(以下「指定協会」という。)が、その価格差を補填するために、生産者に対して肉用子牛生産者補給金(以下「生産者補給金」という。)を交付するものであり、本県における指定協会は畜産会となっている。

本県において、生産者は、畜産会と締結する肉用子牛生産者補給金交付契約に基づき、生産者積立金（以下「積立金」という。）として積み立てるため負担金を納付することとなっており、畜産会は、生産者から納付された負担金の額に応じて独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）及び本県が負担する額と合わせて積立金として管理している。そして、平均価格が保証基準価格を下回った場合には、その差額の10分の10を機構から交付された生産者補給交付金を財源として、平均価格が合理化目標価格をも下回った場合には、保証基準価格と合理化目標価格の差額の10分の10は生産者補給交付金、合理化目標価格と平均価格の差額の10分の9は積立金を財源として、それぞれ生産者補給金を交付している。

積立金は、毎年度積立てが行われるが、5年間の業務対象年間終了時において、積立金に残額がある場合は、その残額を翌年度に積立準備金に繰り入れることとなっている。そして、積立準備金は、次の業務対象年間において、負担金に充当するため積立金に繰り入れたり、積立準備金に残額が生じることが見込まれる場合、負担割合に応じてその全部又は一部を返還（無事戻し）したりするなど一定の場合に限り処分することが認められているが、処分に当たっては、生産者の負担に係る分（以下「生産者分」という。）、機構の負担に係る分（以下「機構分」という。）及び本県分について、それぞれ個別に判断することとなっている。

そこで、第5業務対象年間（平成22年4月から平成27年3月まで）終了後の積立準備金についてみると、生産者分及び機構分については、畜産会理事会の議決及び機構理事長の指示に基づき、それぞれ全額の返還を受けた上で、新たな積立てに当たっては、改めて負担金の納付等を行っていることから、平成27年度末の積立準備金残高はいずれも0円であるのに対して、本県分については、平成12年度に肉用子牛価格安定制度生産者積立金補助金を休止した後、新たな積立てに当たっては、既存の積立準備金を原資とすることとしたため、積立準備金の返還は受けておらず、平成27年度末の本県分の積立準備金残高は34,407,973円となっている。

しかしながら、本県分の積立準備金についても、業務対象年間において、積立準備金に残額が生じることが見込まれる場合には、負担割合に応じてその全部又は一部を返還することが可能となっていることから、平成29年度末の本県分の積立準備金残高の規模について検証したところ、新たな積立てに伴う、本県分の積立準備金から積立金への繰入額（以下「積立金繰入額」という。）は、現行の第6業務対象年間（平成27年度から平成31年度まで）では、平成27年度1,275,850円、平成28年度526,900円、平成29年度519,400円となっており、この3年間の平均額774,050円を基に第6業務対象年間における積立金繰入額に係る所要額を試算すると3,870,250円となり、平成29年度末の積立準備金残高33,367,101円は、これに比べて8倍

以上の規模となっており、本県分の積立準備金について、当面需要が見込まれない多額の資金が保有されている状況であった。

したがって、本県分の積立準備金について、今後の積立金繰入額に係る所要額を精査した上で、当面需要が見込まれない資金については、畜産会に対して返還を求めると、資金の有効活用が図られるよう改善する必要がある。

② A重油の調達に関する件【既報告】（環境農政局 神奈川県水産技術センター）

水産技術センター（以下「センター」という。）は、漁業調査指導船の動力燃料であるA重油について、年間を通じて継続的かつ定期的に調達しており、年間の執行予定額が約1千万円であるため、年間契約等を締結する場合には一般競争入札を実施することになるところ、月1回の給油の都度、特定の3事業者（以下「特定3者」という。）による見積合せにより契約相手方を決定していた。

センターは、漁業調査や漁業取締を行うために保有する船舶のうち、総トン数105トンと最も大きな漁業調査指導船江の島丸について、その動力燃料であるA重油を年間を通じて継続的かつ定期的に調達しており、平成29年度における執行予定額は約1千万円となっている。このため、年間又は四半期契約などを締結する場合には、一般競争入札により契約相手方を決定することになるが、センターは、月1回の給油の都度、江の島丸が停泊する三崎港において給油用船舶による給油（以下「船舶給油」という。）の実施が可能な特定3者による見積合せを行い、契約相手方を決定していた。

このことについて、センターは、A重油の価格は、ガソリンと同様、非常に流動的であり、センターのように発注量が多い場合、単価の小さな差が調達総額に大きな影響を及ぼすことになり得るため、こうした価格変動に適切に対応するため、年間又は四半期契約などとはせずに、月1回の給油の都度、契約を締結することには一定の合理性が認められるとしている。そして、この結果、各契約の予定価格が、神奈川県財務規則第50条第1項第2号に定める、財産の買入れについて随意契約によることができる上限額である160万円以下となることから、上記のように見積合せにより契約相手方を決定しているとしている。

また、三崎港において陸上から船舶へ給油することが可能な施設は特定3者のうちの1者が保有する1箇所のみであり、船舶給油についても、事業者が保有する給油用船舶ごとに定められている航行区域の制約により、横浜港など三崎港以外の港湾を母港とする給油用船舶のうち、江の島丸への給油に用いられるような小型のものは、通常、三崎港まで航行することはできないこと、仮に、航行できる船舶であったとしても、三崎港までの航行に要する燃料コストが回収できるほど本件調達における1回当たりの給油量は多くないこと、そして、平成19年度

に実施した指名競争入札において三浦市外の事業者が全て辞退したことなどから、競争入札を実施しても特定3者以外の応札は想定し難く、現在の方法によっても競争性や契約単価の適正性は損なわれているとまではいえないとしている。

しかしながら、前記の価格変動への対応については、会計局調達課が年間契約を締結し、あつせんを行っているガソリンなど車両等用燃料の全庁一括調達において、当初決定した契約単価を、資源エネルギー庁が毎週公表する石油製品価格調査における価格に一定の方法により連動させる形での対応が図られていることから、ガソリンと同じ石油製品であり、同調査の対象となっているA重油についても、こうした方法により対応することができると考えられる。

また、競争入札を実施しても特定3者以外の応札は想定し難いとしていることについては、航行区域の制約についての事実を正確に確認するには、県の石油類買入れに係る入札参加資格を有する事業者が保有する給油用船舶の航行区域を完全に把握する必要があるが、調達の都度、こうした点を確認することは事実上不可能に等しいと考えられること、三崎港以外の港湾を母港とする給油用船舶が燃料コストの点で不利であるにしても、具体的な燃料コストを把握していないなどの状況下では、事業者の応札意思を推定することは不可能であることなどから、特定3者以外の応札は想定し難いとするセンターの見解は妥当なものとは考えられない。

現に、江の島丸と同様に三崎港を母港とし、神奈川県立海洋科学高等学校が保有する実習船湘南丸(総トン数646トン、動力燃料A重油)については、1回当たりの平均給油量が江の島丸の約10倍ある大型船舶ではあるが、平成28年度及び平成29年度に実施された5回の一般競争入札のうち2回において、特定3者以外の者(本社 横浜市)が落札し、三崎港において船舶給油を行っているという事実が確認されている。なお、これらの入札における落札単価について、同時期に実施された江の島丸の見積合せにおける落札単価と比較すると、スケールメリットが働いたことも要因であるとは考えられるが、1.62円/ℓから12.96円/ℓ低額となっていた。

したがって、今後のA重油の調達に当たっては、契約の透明性、競争性等を確保するため、年間契約等によることとし、車両等用燃料の全庁一括調達などにおける契約単価の設定方法を参考にA重油の価格変動に適切に対応する方策を講じた上で、競争入札を実施するよう改善する必要がある。

③ 船舶等の有効活用に関する件【既報告】(環境農政局 神奈川県水産技術センター内水面試験場)

水産技術センター内水面試験場(以下「内水面試験場」という。)は、使用実績のない船舶2隻並びにこれら船舶に付属する備品である船台トレーラー1台及び船外機6台(以下、これらを合わせて「船舶等」という。)を所有

し続けたまま有効に活用していない状況であった。

内水面試験場は、河川及び湖で調査や外来種駆除を行うため、船舶「丹沢」(総トン数0.3トン、備品台帳価格411,600円)及び「やまゆり」(総トン数0.2トン、備品台帳価格259,560円)を所有しているが、「丹沢」は平成27年10月を最後に、「やまゆり」は平成23年頃を最後に、それぞれ使用していない状況であった。また、「丹沢」の陸送や船台の役割を果たす船台トレーラー(備品台帳価格136,500円)や、船舶の推進システムである船外機6台(備品台帳価格計921,221円)も同様に使用していない状況であった。

そして、内水面試験場は、上記の船舶2隻を使用する場合に備えて、毎年保険料(平成29年度2隻分計32,012円)を支払っていたほか、5年に1度、漁船及び登録票の検認費用(平成29年度3,600円)を支払っていた。

内水面試験場は、船舶等について、自らの事業として予定していない案件であっても、調査等の協力要請があった場合などのために所有し続ける必要があるとして、これまで他所属への管理換えや売却等の可能性は検討していなかった。

しかしながら、具体的な使用の見込みがないまま、船舶等が長期間にわたり有効に活用されていない現状は適切であるとはいえない。

したがって、内水面試験場において、調査等の協力要請等による船舶等の使用の可能性について検討し、今後も具体的な使用の見込みがないのであれば、関係各機関と調整のうえ、船舶等を必要としている他所属への管理換えや売却などを検討するなど、船舶等が有効に活用されていない現状を改善する必要がある。

④ 寒川浄水場等に係る五つの維持管理業務に係る発注に関する件(企業庁 神奈川県企業庁寒川浄水場)

企業庁が所管する寒川浄水場(以下「浄水場」という。)、水道水質センター(以下「センター」という。)及び神奈川県水道記念館(以下「記念館」といい、これらの施設を合わせて「3施設」という。)に係る廃棄物処理等の五つの維持管理業務(以下「5業務」という。)について、3施設がおおむね隣接して存在しているにもかかわらず、一部を除いて各施設に係るそれぞれの業務を個別に発注しており、同種の業務を一括して発注していなかった。

3施設は、東日本旅客鉄道株式会社相模線宮山駅付近におおむね隣接して所在する施設である。

浄水場及びセンターは、神奈川県企業庁組織規程(以下「組織規程」という。)第4条に定める出先機関であり、記念館は、企業庁が広報を目的に設置し管理している施設で、一般財団法人かながわ水・エネルギーサービス(以下「財団」という。)と協定を締結し、協働で行っている。そして、3施設における建物や設備等の維持管理業務については、組織規程や上記の協定により、浄水場が予算執行を行っている。

今回、3施設に係る5業務（廃棄物処理業務、清掃業務、警備業務、空調点検業務及び消防点検業務）の契約15件（契約額計18,449,051円）について調査したところ、廃棄物処理業務及び清掃業務については、浄水場とセンターに係る業務を一括して発注していたが、その他については、各施設に係るそれぞれの業務を個別に発注している状況であった。そして、これらの契約における受注者の選定方法をみると、神奈川県公営企業財務規程などの規定に基づき、一般競争入札によるものが3契約（同12,789,360円）、指名競争入札によるものが1契約（同1,695,600円）、3者による見積合せによるものが2契約（同1,344,600円）、見積合せを省略しているものが9契約（同2,619,491円）となっていた。

しかしながら、各施設において上記の契約により行われているそれぞれの業務内容は、業務の種類により差はあるものの、基本的に高い同一性が認められること、3施設分がおおむね隣接して所在していることなどから、一部については現行の長期継続契約との調整が必要であるが、同種の業務を一括して発注することが可能であると認められる。

そして、同種の業務について一括して発注することになれば、前記15件の契約は6件に集約され、契約件数の減少による事務執行の効率化が図られるとともに、受注者の選定方法については、平成29年度契約における予定価格から判断すると、一般競争入札になるものが4件、指名競争入札になるものが1件、見積合せによることになるものが1件となり、その競争性や透明性が向上することになる。

したがって、今後、3施設に係る5業務の実施に当たっては、事務の効率化を図るとともに、受注者選定の競争性、透明性等を向上させるため、同種の業務について一括して発注するよう改善する必要がある。

(2) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

① テレビ受信機能を有するカーナビゲーションが搭載された公用車に関する件（政策局 総務室、総務局 総務室、環境農政局 総務室、福祉子どもみらい局 総務室、健康医療局 総務室）

※5箇所に対する指摘であるため、5件としてカウントしている。

政策局、総務局、くらし安全防災局、環境農政局、福祉子どもみらい局、健康医療局及び県土整備局（以下「各局」という。）に属する出先機関のうち34所属が保有する業務用の車両（以下「公用車」という。）80台について、業務上、公用車においてテレビを視聴する必要がないと認められるにもかかわらず、テレビ受信機能を有するカーナビゲーション（自動車の走行時に現在位置から目的地への経路案内を電子的に行う機器。以下「カーナビ」という。）が搭載されていることにより、7所属の11台に係るカーナビについては、日本放送協会（以下「NHK」

という。）とその放送の受信についての契約（以下「受信契約」という。）を締結し、受信料を支払っており、19所属の33台に係るカーナビについては、NHKの放送が受信でき、NHKと受信契約を締結することとされているにもかかわらず、受信契約を締結しておらず、受信料を支払っていなかった。

各局では、その事務の用に供するため、出先機関を中心として公用車を多数保有している。

これらの公用車の一部には、現場に車両で移動して現地調査等を実施するなどの際に用務先に効率的に到達できるようにすることを目的として、カーナビが搭載されている。各局は、これらのカーナビについて、単体で購入して公用車に設置したり、カーナビが車体に組み込まれた車両を公用車として購入したりするなどしており、これらのカーナビの一部には、付加機能としてテレビ受信機能を有するものがある。

放送法及び日本放送協会放送受信規約によれば、NHKの放送を受信することのできる受信設備（以下「受信機」という。）を設置した者は、NHKと受信契約をしなければならないとされており、法人等がその事業所等に受信機を設置する場合には、当該事業所等の部屋、自動車等、受信機の設置場所ごとにそれぞれ受信契約を締結することとされている。そして、放送法に規定される受信機にはテレビ受信機能を有するカーナビも含まれることとされている。

今回、平成29年度の執行を対象とした定期監査において、各局に属する出先機関の公用車のうちテレビ受信機能を有するカーナビを搭載している34所属の80台について、公用車におけるテレビ視聴の必要性を調査したところ、80台全てについて、業務上、公用車においてテレビを視聴する必要はないと認められるにもかかわらず、テレビ受信機能を有するカーナビを搭載していた。

そして、テレビ受信機能を有するカーナビについては、NHKと受信契約を締結することとされており、上記34所属の80台のうち、7所属の11台に係るカーナビについては、当該所属において、業務上、公用車においてテレビを視聴する必要がないと認められるにもかかわらず、NHKと受信契約を締結し、平成29年度において受信料79,992円を支払っていた。また、19所属の33台に係るカーナビについては、当該所属において、テレビ受信機能を有するカーナビについての受信契約締結の必要性に対する基本的な認識が欠けていたことなどから、NHKの放送が受信でき、NHKと受信契約を締結することとされているにもかかわらず、受信契約を締結しておらず、受信料を支払っていなかった。

これらの事態は各所属において、公用車でテレビを視聴する業務上の必要性についての検討等を十分行わないまま、テレビ受信機能を有するカーナビを搭載することにしたことに起因するものではあるが、これらの所属を含めた知事部局等の全所属に対しては、総務局総務室が